

西荻地域区民センター協議会会則

平成 8年4月 5日 協議会会則第1号
平成21年5月 8日 協議会会則第1号
平成23年5月20日 協議会会則第1号
平成27年5月15日 協議会会則第1号

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、西荻地域区民センター協議会（以下「会」という。）と称し、事務所を杉並区桃井4丁目3番2号（杉並区西荻地域区民センター）に置く。

(構成)

第2条 会は、別表に定める地域の住民をもって構成する。

2 前項の地域を「西荻地域」と称する。

(目的)

第3条 会は、地域のことは住民自らが責任をもって決めていく「住民自治」の精神に基づき、住民相互の交流の便宜を図るとともに、良好なコミュニティを形成することにより、住みよいまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第4条 本会則において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住民とは、地域に住み、働き、又は学ぶ人をいう
- (2) 事業者とは、杉並区内において事業活動を行う者をいう
- (3) 地域活動団体とは、営利を目的とせず、地域において生活課題の解決等公共性の高い活動を献身的に行う団体をいう
- (4) コミュニティとは、生活の場としての地域社会において、住民自らが多様化する要求や課題を認識し、自主性と創意を持って主体的な活動を行い、或いは行政、事業者、地域活動団体との協働を通じて要求実現や課題解決を図る開放的で信頼感のある基盤のことをいう
- (5) 協働とは、地域社会の要求と創意の実現及び課題解決を図るための複数の主体が、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を尊重し、協力して取り組むことをいう

(運営方針)

第5条 会は、政治的に中立を堅持し、宗教活動及び営利行為は行わないものとする。

(活動)

第6条 会は、その目的を達成するために必要な事業を行う。

第2章 運営組織

(委員の選出)

第7条 会の運営のため、次の各号に掲げる区分により選出した38名以内の委員を置く。

- | | |
|--|-------|
| (1) 西荻地域内の以下の団体から推薦を受けた者 | 20名以内 |
| ア 町会・自治会 | |
| イ 小学校及び中学校のPTA | |
| ウ 青少年育成委員会 | |
| エ 商店会 | |
| オ 青少年団体、女性団体、障害者団体、高齢者団体、消費者団体及び労働者団体 | |
| カ 上記以外の地域活動団体 | |
| (2) 西荻地域内の以下の専門委員の団体から推薦を受けた者 | 4名以内 |
| ア 民生児童委員 | |
| イ 青少年委員 | |
| ウ スポーツ推進委員 | |
| (3) 西荻地域内の住民で、会の運営に熱意ある者で、委員会に諮り選出された者 | 14名以内 |

- 2 前項第1号又は第2号により選出される委員の数が所定の数に満たないときは、当該不足する数を前項第3号により選出する委員をもって充てることができる。ただし、前項第3号により選出される委員数は、委員総数の2分の1以下でなければならない。
- 3 委員の数が第1項各号に定める数に満たない場合、又は委員が任期途中で退任した場合は、同一の区分から補欠委員を選出することができる。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、1期2年とし、2期を原則とする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間をもって1期とする。
- 3 会の運営上必要な場合、委員会の承認を得て、1期を限度に延長することができる。ただし、会長職にあった委員はこの限りでない。

- 4 会の運営上必要かつやむをえないと認めた場合は、委員会の承認を得て、任期（2年）満了後2年以上経過した者のうちから、1期を限度に委員を選出することができる。

（役員）

第9条 会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 会計監事 | 2名 |
| (4) 部長 | 4名 |
| (5) 副部長 | 若干名 |

2 会長、副会長、会計監事は、委員の互選によって定める。

3 役員の仕事は次のとおりとする。

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 会長 | 会を代表し、会務を総括する |
| (2) 副会長 | 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する |
| (3) 会計監事 | 会の会計を監査する |
| (4) 部長 | 部を統括する |
| (5) 副部長 | 部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する |

（部会）

第10条 会の活動を分担するため、次の各号に掲げる部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 広報部
- (3) 地域交流部
- (4) 講座運営部

2 委員は話し合いにより、いずれかの部に属するものとする。ただし、会長、会計監事は、部員になることができない。

3 各部には部員の互選によって選出した部長を置く。ただし、部の運営上必要な場合は、部員の互選によって選出した副部長をおくことができる。

（部会の担当事務）

第11条 部会の担当事務は次のとおりとする。

- (1) 総務部
 - ア 会の経理、出納に関すること
 - イ 委員との連絡に関すること
 - ウ 区との連絡調整に関すること
 - エ 事務局に関すること

- オ 委員選出の事務に関する事
- カ ボランティアとの懇談に関する事
- キ 他の地域活動団体とのネットワークの形成に関する事
- ク その他、各部に属さない事項に関する事

(2) 広報部

地域広報の立案、発行、配布及びホームページに関する事

(3) 地域交流部

コミュニティづくりの推進に関する事

(4) 講座運営部

文化的、体育的事業の立案及び実施に関する事

- 2 前項の規定にかかわらず、他団体との協働事業のうち、庶務及び調整に関する事は、総務部が担当し、その他企画、立案、連絡及び実施に関する事は、事業の内容等を考慮し、その都度役員会に諮り、担当する部を決める。

(顧問)

- 第11条の2 会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会長が会長経験者の中から委員会に諮り委嘱する。
 - 3 顧問の任期は、1期2年とし2期を限度とする。
 - 4 顧問は、会長の諮問に応ずる。

(事務局)

- 第12条 会の事務を処理するため、会に事務局を置く。
- 2 事務局に、局長その他の職員を置くことができる。

第3章 会議

(会議の種類)

- 第13条 会の会議は、総会、臨時総会、役員会、委員会、部会の5種類とする。

(会議の運営等)

- 第14条 総会、臨時総会、役員会、委員会は会長が、部会は部長が招集する。
- 2 総会は年度の始めに、臨時総会は委員の3分の2以上の賛成を得て必要のつど開催し、次の事項の審議を行う。開催通知は、地域広報及び掲示板等をもって行う。
 - (1) 事業計画及び予算に関する事
 - (2) 事業結果及び決算に関する事
 - (3) 会計監査の報告の認定に関する事

- (4) 委員の承認に関すること(第7条第3項に規定する補欠委員を除く)
 - (5) 会則に関すること
 - (6) その他、会長が提案したこと
- 3 役員会は、会長及び会長が指名する委員をもって構成し、次の事項の審議を行う。
- (1) 委員会に提案すべき事項に関すること
 - (2) 緊急を要する案件に関すること
- 4 委員会は、委員全員をもって構成し、公開を原則として次の事項の審議等を行う。
- (1) 総会及び臨時総会に提案すべき事項に関すること
 - (2) 会長から提案された事項に関すること
 - (3) 協働事業並びに、各部の計画及び実施に関すること
 - (4) 第7条第3項に規定する補欠委員の選出に関すること
- 5 役員会及び委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 6 部会は、部会員全員をもって構成し、それぞれの部の担当事務に関する審議等を行う。

(採 決)

第15条 会議の議事については、別に定めるものを除くほか、出席者(次条に定めるものを除く。)の過半数をもって決する。

(会議への特別参加)

第16条 会議の招集者は、必要に応じ担当の区職員等を会議に参加させることができる。

第4章 そ の 他

(会 計)

第17条 会の経費は、杉並区からの補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終わる。

(委 任)

第18条 この会則に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、昭和59年8月1日から施行する。
- 2 平成28年7月末日で任期満了する委員にあつては、第8条1項の規定に係わらず、平成29年3月末日までその任期を延長する。

附 則（平成21年5月8日会則第1号）

- 1 この会則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この会則による改正後の西荻地域区民センター協議会は、この会則による改正前の西荻地域集会施設運営協議会と同一性をもって存続するものとし、西荻地域集会施設運営協議会に属した財産その他一切の権利義務は、西荻地域区民センター協議会が引き継ぐものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に選出されている西荻地域集会施設運営協議会委員についても、前項の規定を準用し、委員の任期等、第2章の規定の適用は、すべて従前の例によるものとする。

附 則（平成23年5月20日会則第1号）

- 1 この会則は、平成23年5月20日から施行する。
- 2 この会則の改正の際、現に選出されている西荻地域区民センター協議会委員に関する第7条の適用については、同条の規定に関わらず、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成27年5月15日会則第1号）

この会則は、平成27年5月15日から施行する。